

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、私自身が納付書により、A郵便局かB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付したので、未納と言われることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月13日に国民年金に任意加入して以降、申立期間直前まで国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、納付書が送られてくれば必ず国民年金保険料を納付したとしているところ、昭和59年1月から同年3月までの保険料を同年6月14日に、同年7月から60年3月までの保険料を61年1月10日に過年度納付を行っていること、社会保険事務局では前年度未納者に対して、原則次年度に過年度納付書を送付していたとしていることから、申立期間について現年度納付を行わなかった場合でも、社会保険事務所から納付書が送付され、納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から39年9月まで

私は国民年金制度ができたころ知人に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料は母親に納付してもらっていた。結婚後、A市に転居してからは私がB出張所で毎月納付した。子供をおぶって1キロくらいの道のりを歩いて納付に行ったことを覚えている。申立期間の保険料は納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度ができたころ国民年金に加入し、国民年金保険料は結婚前にはその母が、結婚後は自身で納付したとしているところ、C市の国民年金被保険者名簿により昭和36年4月から38年9月までの保険料が納付済みであることが確認でき、申立内容には信憑性が認められる。

また、D市の国民年金被保険者名簿では、昭和38年5月から同年9月までの保険料が国民年金の強制加入被保険者期間であるにもかかわらず、C市において還付された記録となっているが、この還付については特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿には記録されていない上、申立人の国民年金被保険者資格喪失日が39年10月24日から37年9月14日に記録訂正されたことにより、本来なら国民年金の強制加入被保険者期間である申立期間が未加入期間とされるなど行政側の事務に不備が見られる。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間において未納期間が無く、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月

私は、昭和 51 年 4 月に A 市役所において自身で国民年金の加入手続をするとともに 14 か月分の保険料をさかのぼって支払い、その時の領収書も持っている。

年金記録の照会をしたところ、さかのぼって納付した期間のうち昭和 50 年 3 月分が未納となっていた。このことについて、社会保険事務所では、納付書に誤った保険料額を記載したために、納付された金額では 14 か月分を納めることができなかったことから、13 か月分を納付済みとし、そのときに生じた 100 円の余剰金を還付したとのことであった。

私には還付された記憶はないが、その時点で 1 か月の未納が生じたのであれば、必ず保険料を納付していた。

長い間真面目に信用して支払ってきた私としては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、1 か月分の未納が生じたのであれば、必ず国民年金保険料を納付したはずだとしているところ、B 社会保険事務局では還付後に納付書が送付された可能性もあるとしていること、申立人は国民年金に加入手続をした時点で保険料をさかのぼって納付し、加入手続以降に未納期間は無く納付意識は高いことから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間及び45年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和43年4月から51年3月まで

私の年金の記録照会をしたところ、10年間も未納になっている。保険料は私が毎月、加入当初は両親と私の3人分を、昭和44年に結婚してからは妻の分も加えて4人分を、当初はA金庫B支店で、46年6月以降は青色申告会の納税組合を通じて納付してきた。

また、昭和42年度は申請免除期間となっているが、私は免除を申請した覚えも無いし、当時の収入状況からしても免除が認められるはずはない。申立期間前後の保険料の納付状況から判断しても10年間も未納であるはずはなく、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その両親と自分の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所の特殊台帳によりその母の昭和41年度の保険料が過年度納付された日と同日に、申立人も申立期間①直前の昭和36年5月から41年3月までの保険料を納付していることが確認できる上、申立人が保険料と一緒に納付したとするその父も申立期間①は納付済みであることから、申立人も申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間③のうち、昭和45年4月から51年3月までの期間は、申立人の父母は納付済みである。

また、申立人は昭和 46 年以降は納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたとしているところ、当該組合は同年 6 月に設立され、保険料を収納し組合員に代わって納付していたことが確認でき、申立人の申述に不自然さはみられない。

- 3 申立期間②について、申立人は免除を申請していないとしているが、申立人の特殊台帳に国民年金保険料を納付できない特別の事情があるとして免除されたことを示す「C」の記載があり、かつ、申立人が一緒に保険料を納付したとするその母の特殊台帳にも申請免除との記載がある上、社会保険庁の記録から申立人の父も免除期間となっていることが確認できること、申請手続きをしないのに記録上免除となるのは考え難いことから、申立期間②については免除されていたと考えるのが自然である。
- 4 申立期間③のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間について、申立人が自身の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその両親は、同期間が未納である上、申立人は 44 年 1 月に結婚しその妻の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、その妻の国民年金手帳記号番号の払出しは 52 年 2 月ころであり、51 年 4 月までは未納であることが確認できることから、申立人の申述とは符合しない。

また、申立人が昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年1月から39年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間①について、昭和38年ころ、当時住み込みで働いていたA店にB区の職員が来て「20歳になったら国民年金に加入することになっている」と勧められたので加入した。その後も区役所の職員が、3か月か6か月ごとに職場まで保険料の集金に来ていた。当時は保険料額が100円で、30歳ぐらいの男性が集金に来ていたように思う。

申立期間②当時は、納付書で国民年金保険料を納めていたと思う。保険料額が3か月で1,350円か1,650円ぐらいだったと記憶している。申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、C市の国民年金被保険者名簿によると、昭和47年5月12日に納付書が交付されていることが確認できる上、保険料額を3か月で1,650円とする申立内容は、申立期間当時の保険料額と一致しており、申立人の申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間②の前後は納付済みであり、申立期間②前後を通じて住所やその夫の勤務先に変更は無く、生活状況に大きな変化がみられないこと、及び申立期間②が3か月と短期間であることから、申立期間②の国民年金保険料も納付したものと考えることが自然である。

2 申立期間①について、申立人は昭和38年ころにB区の職員の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の所持する国民年金手帳の昭和38年度の印紙検認印欄には検認印が押されていない上、昭和39年4月から同年9月までの期間について、39年10月9日に保険料を納付したことを示す検認印が押されていることから、申立人はこのころから保険料の納付を始めたと推認できる。

また、昭和39年10月の時点においては、申立期間①の国民年金保険料を過年度にさかのぼって納付することが可能であったが、B区によると、申立期間①当時、区の専任徴収職員は過年度保険料の収納は行っていないとしている上、申立人も、過年度納付の手續や納付書を交付された記憶が無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、口頭意見陳述により、保険料を納付したことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年3月まで

申立期間は、自宅にある姉の経営しているA店で姉二人と私の3人で働いていた。店の経営者である姉が私の国民年金の加入手続をし、姉二人と私の3人分の保険料を店に来ていた集金人に納めていた。申立期間について、姉二人は納付済みなのに私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の家族の国民年金保険料を納付したとするその姉（長女）は、集金により保険料を納付したとしているところ、申立人の姉（四女）は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度納付することのできる20歳到達時からの保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人についても、申立期間のうち手帳記号番号が払い出された昭和45年3月ころに現年度納付することのできる44年4月から45年3月までの保険料を納付していたものと推認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料は過年度により納付することができるが、申立人の保険料を納付していたとするその姉は過年度納付の記憶が無く、また、その時には、申立期間のうち42年8月から同年12月までの保険料は時効により納付することができず、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡が確認できない上、申立人の国民年金の加入手続をしたとするその姉も、加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
長女の誕生をきっかけに将来年金が多くもらえるように、夫が国民年金に加入手続をして保険料も支払ってくれた。A 市に転居してからは私が納付書を持って B 銀行 C 支店に現金で納付していた。ねんきん特別便で年金の納付月数が 3 か月少ないことに気付いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月に国民年金に任意加入後、国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間は無く、第 3 号被保険者と第 1 号被保険者との切替手続も適正に行っており、納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録から昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料の納付が確認できるが、A 市の国民年金保険料検認リストでは申立人の昭和 49 年度の国民年金保険料は未納となっており、行政側の事務に不備がみられる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後は国民年金保険料を納付していることから、申立人が申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、毎月、集金の方に国民年金保険料を納付してきた。今回、年金問題で保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があると言われた。間違いなく保険料を集金人に納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の被保険者名簿の納付組織欄には、「B」と記載されており、申立人が納付組織により納付したことが確認でき、手帳関係の手渡し欄には「C」返付「D」と記載されていることから、国民年金手帳はA市役所が保管していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は100円で、男の人が仕事などの時間を割いて集金し、ノートのような帳面に保険料を納付した証の判を押印してくれたと主張しているところ、その金額は当時の国民年金保険料額と一致しており、A市では、「民間地区組織」の担当者が仕事や家事の時間を割いて^{びょう}保険料の集金や取りまとめを行っていたとしているなど、申立人の主張に信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以前に国民年金に加入し、民間地区組織を通じて保険料を納付しており、申立期間以外はすべて完納し、申立期間も12か月間と短期間であることから、未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

一方、平成 12 年 11 月から 13 年 2 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月から 13 年 3 月まで

私は、65 歳になって年金の請求で社会保険事務所に行った際、平成 12 年 11 月から 13 年 3 月までの 5 か月分の保険料 6 万 5,910 円の還付を受けていることになっており、しかも 13 年 3 月の 1 か月分の保険料が未納記録になっていることに驚きました。私は、5 か月分の保険料 6 万 5,910 円の還付を受けた記憶は無い。また 13 年 3 月の 1 か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成 12 年度の保険料は、社会保険庁のオンライン記録では、4 月から 10 月までが前納による納付の記録となっており、同年度前後の年度も前納により保険料が納付されていることから、申立期間も前納により納付したことが推認できる。

また、申立人は、平成 12 年 11 月 10 日に第 3 号被保険者適用者として資格喪失となったため、社会保険庁の記録では、過誤納として 13 年 1 月 19 日に 12 年 11 月から 13 年 3 月までの 5 か月分の国民年金保険料の還付決議を行い、13 年 3 月 5 日に国庫金通知書を作成し、支払い番号 A 号として還付処理されており、保険料の還付額 6 万 5,910 円についても、国民年金法等に定められている還付額に一致していることから、当該期間の保険料については、還付しているものと認められる。

一方、申立人の平成 13 年 3 月の納付記録は、第 3 号被保険者の資格喪失日が 16 年 2 月 4 日付けで 13 年 4 月 1 日から同年 3 月 31 日に訂正されたことから、13 年 3 月の保険料については、誤還付により未納記録とさ

れたものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、平成12年11月から13年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、妻の分を含め二人分の国民年金保険料を納付してきた。社会保険庁の年金問題で納付記録を調べた結果、未納期間が2年あった。納付書が送られてくれば必ず納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の分を含め国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人が所持している領収証書により夫婦の保険料の納付日を確認すると、同一日に納付しており、一緒に納付したことがうかがわれ、申立期間以外に未納は無いなど納付意識が高い上、申立人が昭和46年12月の転居後から申立期間前まで保険料を納付していることから、国民年金の加入期間37年のうち、2年間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料について、還付整理簿により保険料の重複納付として還付を受けていることになっているが、オンライン記録には無く、申立人が夫婦一緒に保険料を納付したとするその妻の保険料は重複納付した領収証書があるものの、保険料の還付を受けておらず、その領収証書の国民年金手帳記号番号が申立人の番号になっているなど、その妻の重複保険料を申立人に還付したと見られるなど、行政機関側の事務処理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付してくれた。今回、社会保険庁の年金問題で納付記録を調べた結果、未納期間が2年あった。納付証書が送られてくると夫が必ず保険料を納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してからは申立人の夫が申立人の分を含め国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人が所持している領収証書により夫婦の保険料の納付日を確認すると、すべて同一日に納付しており、一緒に納付したことがうかがわれ、申立期間以外に未納は無いなど納付意識が高い上、申立人が昭和46年12月の転居後から申立期間前まで保険料を納付していることから、結婚してからの国民年金の加入期間39年間のうち、2年間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料について、申立人は重複納付しているが、領収証書の名前が「A」でなく「B」になっている上、領収証書の一部の国民年金手帳記号番号は申立人の夫の番号になっており、しかも重複納付保険料が還付されていないなど、事務処理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 8 月まで
社会人になり学生時の納付特例期間の追納をしようとしたところ、未納になっている期間があることを知った。平成 12 年度から 16 年度にかけて、すべての年度当初に学生納付特例申請を行っていたにもかかわらず、14 年度だけ 10 月に申請受付されていたことになっており、申立期間が追納のできない未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成 12 年 4 月に国民年金加入手続を行い、大学及び大学院に在籍していた平成 12 年度から 16 年度までの 5 年間、それぞれ年度当初に学生納付特例申請の手続を行ったとしているところ、14 年度を除く 12 年度から 13 年度までの期間及び 15 年度から 16 年度までの期間について、年度当初に申請手続を行っていたことが社会保険庁の記録から確認できることから、14 年度のみ年度当初に申請しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の猶予期間については追納しており、納付意識が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

戦争未亡人であり遺族年金で私達子供を育ててくれた母親が、年金の重要性をよく知っていたため、A区役所で国民年金加入手続をしてくれた。

申立期間①については、私か母親がA区役所で、申立期間②については、妻か長女がB区役所で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、直後の昭和38年1月から42年8月までの期間の国民年金保険料については、申立人の所持する国民年金手帳には印紙検認記録欄の検認印とともに「還付済」のゴム印が押印されているが、同期間について還付の事実が確認できなかったとして、社会保険事務所により平成20年7月2日に未納から納付済みに記録訂正が行われているなど、行政側の記録管理に不備があったと認められる。

また、申立人が所持する昭和37年11月17日に払い出された国民年金手帳からは、印紙検認記録欄に検認印が無いことから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したことはうかがえないが、この期間は、過年度納付を行うことのできる期間である。

2 申立期間②について、申立人は、その前後の期間の国民年金保険料は

納付済みであり、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情はうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料（昭和37年度のうち納付済みとなっている3か月を除く）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年3月まで
(昭和37年度のうち納付済みとなっている3か月を除く)

中学卒業後、私だけ疎開先からA地に戻り、B区内の母の知人宅に居住し、C社に勤務していた。

20歳になったのを機に、B区役所で国民年金加入手続きを行い、郵便局又は集金人により国民年金保険料を納付していた。

20歳の国民年金加入時から、60歳になるまで欠かさず国民年金保険料を納付しており、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ国民年金に加入し保険料を納付したとしているところ、昭和37年度のうち3か月が納付されていることが確認でき、申立人の申述に不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月ころに払い出されたこととなっているが、この払出時点では昭和37年度のうち3か月分を現年度納付及び過年度納付することはできない上、加入期間のうち最初の3か月が未納となっており、通常未納期間の早いものから保険料が充当される特例納付により納付されたとも考え難いことから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたと考えるのが自然である。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの社会保険庁の特殊台帳の存在も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 48 年に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を欠かさず納付してきた。申立期間については、任意加入被保険者資格を喪失しているとのことだが、喪失手続を行った覚えは無い。年金手帳や領収証書は盗難に遭って手元にないが、申立期間の保険料を納付していたはずなので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 48 年 4 月に国民年金に任意加入し、同年 5 月には付加年金にも加入しており、第 3 号被保険者になる 61 年 3 月まで申立期間を除き国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の夫の標準報酬月額から国民年金保険料を納付できる資力は十分あったと考えられ、申立人が申立期間の任意加入被保険者資格を喪失する特段の理由は認められない。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は任意加入当初から国民年金保険料を前納していたと推認されることから、申立期間についても前納していたことが考えられる上、申立人が申立期間に納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容には信憑性^{しんぴようせい}が認められる。

加えて、A 市の国民年金被保険者台帳では、申立期間前の昭和 56 年度及び 57 年度は未納となっているが、社会保険庁の記録では納付済みとな

っているなど、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から55年3月まで
昭和52年11月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。Aに出国する前の56年7月から帰国する60年8月までの期間を除き、未納期間は無いはずだ。申立期間についても、B市役所C出張所かD銀行（現在は、E銀行）F支店で納付していたはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に国民年金に任意加入し、申立期間以外は、Aに出国する前の56年7月から帰国する60年8月までの期間を除き、国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間直前の昭和54年4月から同年9月までの期間については、当初未納とされていたが、B市の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されていたことから、60年10月3日に記録訂正されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人の夫の申立期間前後の標準報酬月額から、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと考えられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 5 月までの期間、平成 6 年 8 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 12 月から 58 年 9 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から平成 6 年 12 月まで
④ 平成 12 年 8 月
⑤ 平成 13 年 4 月及び同年 5 月

申立期間について未納とされていたが、当該期間の国民年金保険料は私が妻の保険料と一緒に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を申立人自身が一緒に納付したはずであると主張しているところ、申立人が所持する夫婦二人の国民年金手帳印紙検認記録及び国民年金保険料領収証書により、申立期間①を除き昭和 48 年度から 50 年度までの保険料は夫婦一緒に納付していたことが確認できるが、申立期間①については、昭和 48 年 11 月に A 市から B 市に転居して間もない時期であり、当該期間はその妻の保険料も未納である。
- 2 申立期間②及び③について、申立期間②のうち昭和 58 年 4 月及び同年 5 月、申立期間③のうち平成 6 年 8 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間は、その妻の保険料は納付済みであることから、保険料の納付をしたという申立人自身の保険料が未納となっているのは不自然である。
- 3 申立期間④及び⑤について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料

を申立人自身と一緒に納付したはずであると主張しているが、申立期間④及び⑤はその妻の保険料も未納である。

4 申立期間②のうち昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 6 月から同年 9 月までの期間、申立期間③のうち 60 年 4 月から平成 6 年 7 月までの期間及び同年 9 月については、その妻の国民年金保険料も未納である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 5 月までの期間、平成 6 年 8 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A局（現在は、B局。以下「C」という。）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年2月3日）及び資格取得日（49年8月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月3日から49年8月5日まで

社会保険庁の記録では、A局に勤務していた昭和46年2月3日から49年8月5日までの期間が欠落している。当該事業所には昭和44年4月1日から平成9年3月31日まで継続して勤務しており、申立期間中は海外に派遣されていたが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間を含む昭和44年4月1日から平成9年3月31日までの間、Cに継続して勤務していたことが確認できる。

また、C保管の申立人の履歴書により、申立人の主張のとおり、申立期間はCの「D計画」により、専門家としてE国へ派遣されていることが確認できる。

さらに、Cに照会したところ、「職員を専門家として海外に派遣する場合の身分は休職となるが、厚生年金保険には継続して加入させることがCの規程により定められており、派遣中もCから給与は毎月支払われるため、毎月の給与計算の都度、雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も控除されていたと思う。」としており、社会保険事務所の記録において、申立人と同

様に、申立期間とほぼ同時期の昭和 46 年 11 月から 49 年 7 月まで海外に派遣されている同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者資格を喪失すること無く、継続して加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の C における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 2 月から 49 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 6 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、平成 4 年 5 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額が給与と比較して著しく低額であった。給与（38万円）に基づいた保険料を支払っていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 38万円と記録されていたが、社会保険事務所の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 4 月 30 日以降の同年 5 月 26 日付けで、申立人を含む 13 人の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の 4 年 5 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額が 38万円から 8万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認^{そきゆう}できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 38万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 24 日から 44 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社B本社（現在は、株式会社C）とD株式会社（現在は、E株式会社）に勤務していた期間は脱退手当金を受け取ったこととなっているが、受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前と申立期間①と②の間の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間①と②の間の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和 44 年 3 月 31 日にD株式会社を結婚退職する際、結婚後の住所地をF市と届けたが、挙式後、配偶者のG市への転勤に伴いF市には住まずH区の実家からG市に転居し、脱退手当金が支給決定されたとされる同年7月25日には、G市のI病院に入院していたと供述しているところ、申立人の所持している母子手帳から同病院の初診日が同年7月2日であることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは無く、脱退手当金を受給できる状態にあったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 10 月 31 日までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までは 28 万円、同年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までは 26 万円と記録されていたが、社会保険庁の記録では、株式会社 A が適用事業所に該当しなくなった 10 年 10 月 31 日以降の同年 11 月 4 日付けで、申立人を含む 6 人の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の 9 年 6 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が 28 万円及び 26 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 28 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 4 月 30 日まで
脱退手当金の支給記録があるとのことだが私は絶対に脱退していない。私は脱退手当金制度があることさえ知らなかった。私が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示は無い。もし書かれていたら受給したことがわかるはずである。知らない間にだれがこのようなことをしたか徹底的に調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再発行された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無いところ、当時再発行の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立期間後の複数の厚生年金保険被保険者期間は、申立人が厚生年金保険に加入しているとは知らなかったとしている1か月の被保険者期間を除き、すべて申立期間と同一記号番号で管理されていることに加え、申立人は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることや、厚生年金保険及び国民年金に継続して加入していることを踏まえると、申立人は年金制度に期待及び理解があったと認められ、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、28年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から28年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A株式会社に勤務した期間（昭和27年8月1日から28年10月30日まで）のうち、27年11月1日から28年7月1日までの8か月間が欠落している。前後の期間と同じように勤務し、途中で退職はしていないので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間については、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の昭和27年11月1日から28年7月29日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人がA株式会社を転勤した期間に係る27年11月1日から28年7月1日までの期間について、関連会社であるB株式会社において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月1日から同年7月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間の給与明細書には保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立期間において申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の昭和27年7月の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、事業主も亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和43年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月16日まで

株式会社BのC工場に勤務していた昭和43年9月に、A株式会社に異動したが、異動先の事務処理ミスで1か月の記録欠落となった。昭和30年3月15日入社以降、空白なく勤務しており、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所の回答及び人事記録カードの記録から、申立人は、株式会社BのC工場及びA株式会社D部に継続して勤務し（昭和43年9月に株式会社BのC工場からA株式会社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成10年2月から11年12月までの期間、12年4月から同年5月までの期間、13年3月、同年7月から同年8月までの期間、同年12月及び14年2月を38万円に、12年2月、同年6月、同年8月から同年10月までの期間、13年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年9月から同年11月までの期間及び14年3月を36万円に、12年1月、同年3月、同年7月、同年11月から13年1月までの期間、14年1月及び同年11月から同年12月までの期間を34万円に、14年4月及び同年6月から同年10月までの期間を32万円に、14年5月及び15年1月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から15年1月まで

昭和49年から平成15年2月まで、A区にある株式会社Bに勤務していた。当時の同僚の一人によると、給与明細書で控除されている厚生年金の保険料額と、社会保険事務所が記録している標準報酬月額の一部が一致しないとのことであった。そこで、手元に残っている給与明細書を持参し、社会保険事務所で記録を確認すると自分の標準報酬月額の記録と違っている部分があることがわかった。平成10年1月から退職するまでの期間について、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、平成10年2月から11年12月までの期間、12年4月から同年5月までの期間、13年3月、同年7月から同年8月までの期間、同年12月及び14年2月を38万円に、12年2月、同年6月、同年8月から同年10月までの期間、13年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年9月から同年11月までの期間及び14年3月を36万円に、12年1月、同年3月、同年7月、同年11月から13年1月までの期間、14年1月及び同年11月から同年12月までの期間を34万円に、14年4月及び同年6月から同年10月までの期間を32万円に、14年5月及び15年1月を30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年8月については、給与明細書は無いものの、雇用保険の記録により勤務の継続性が確認できることのほか、9年11月から15年1月までの63か月間のうち、当該月を除く給与明細書で控除が確認できるすべての厚生年金保険料額は同額であることから、当該月の給与明細書から控除されている厚生年金保険料額は同額であると推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成10年2月から15年1月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年1月については、給与明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が、平成9年1月6日に、さかのぼって、59万円から28万円に引き下げられていることが判明した。そのため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成7年7月1日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額は9年1月6日付けで、7年5月1日から同年7月1日までの期間が、59万円から28万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社A退職時に、退職後の社会保険加入手続のため、平成7年7月12日付けでB社会保険事務所が確認印を押した「被保険者資格喪失確認通知書の写し」を所持しており、同通知書によれば、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は法定上限である59万円であったことがうかがえる。

また、元同僚から、申立人の担当していた業務内容の詳細な供述が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで

社会保険事務所で納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、申立期間①については、両親に加入手続をしてもらい、保険料納付をしてもらっていたと思う。申立期間②については、私自身が市役所で加入手続、保険料納付を行ったので、未納と言われることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後に手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から昭和58年6月ころと推認でき、その時点では申立期間①及び②とも、時効により保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①については、国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、申立期間②については、申立人は、申立期間、納付方法についての申述が^{あいまい}変遷するなど記憶が曖昧である。

さらに、申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人の兄及び姉とも、20歳の時点から国民年金に加入していないことから、申立人も20歳で国民年金に加入しなかった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年3月まで
住民票を移さないままA地の大学に行っていたが、20歳になった時、母がB市役所で私の国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていた。

社会保険事務所に照会したところ申立期間が未納となっていたが、確かに加入してから結婚するまでの間納付していたはずなので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月ころ、その母がB市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿により申立人の被保険者資格の取得日が50年4月10日であることが確認できることから、申立期間は制度上保険料を納付できない未加入期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、申立人が学生時代に加入手続をしたが20歳になった時点かどうかは記憶が曖昧で自信がないとしており、加入手続及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 39 年 6 月まで

20 歳になった昭和 36 年 9 月に会社を辞め家業を手伝っていたが、私の将来のため母が A 市役所で国民年金の加入手続をし、それ以降は母が父母と私の 3 人分の保険料を納付していた。

60 歳になった時、信用金庫の人から 33 か月の未納期間があることを知らされ驚いた。確かに加入してから結婚するまでの間納付していたはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 10 月ころ、その母が A 市役所で国民年金の加入手続をし、その後の保険料を納付したとしているが、その母が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 9 月ころに払い出されており、払出しの時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後区役所から未納があるとの連絡を受け、現在所持している年金手帳ではない別の手帳を提示して、結婚前に未納期間は無いことを示したとしているが、現在所持している手帳にも結婚前の期間である昭和 41 年 4 月から同年 10 月までの検認印欄に検認印が押されており、結婚前に未納期間が無いことを示すためには、この手帳も提示する必要があるが、申立人にはその記憶が無いこと、41 年 9 月の手

帳記号番号払出後の同年 10 月にその時点でさかのぼって納付することのできる 39 年 7 月までの分を過年度納付しているが、20 歳で国民年金に加入し、その後申立人の母が保険料を納付しているのであれば、41 年 9 月に改めて加入手続を行い、その時点でさかのぼって保険料を納付する必要は無いと考えられることから、申立人の申述には全体として不自然さがみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 10 月まで

昭和 62 年 3 月に会社を辞めたため妻が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をし、それ以降は二人分の保険料を新郷支所で納付していた。妻は納付済みになっているのに私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月ころ、その妻が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと主張しているが、国民年金被保険者資格を平成 13 年 8 月に取得していることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の妻は、加入手続の際に年金手帳を交付されなかったとしているほか、国民年金の加入手続と保険料納付に関する記憶が曖昧であり、加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月から58年9月まで

私は友人の^{しゅうとめ}姑の年金についての話に啓発されて国民年金に加入した。加入した時期や保険料の納付時期については昔のことなのではっきりは覚えていないが、保険料の納付を忘れたら大変と思い、一括納付した記憶がある。主人のボーナスや私がこつこつ貯めた貯蓄の中から当時としては大金を納付したと記憶しているが、一括納付した保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付方法、保険料額についての記憶が^{あいまい}曖昧であり、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は、国民年金に加入後、保険料納付を忘れると困るとして申立期間の保険料を一括納付したとしているが、一括納付した期間が年度途中までの期間である上、申立期間直後の昭和58年10月から60年12月までの保険料を過年度納付しており、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、昭和58年10月からの過年度納付の時期は、58年10月より前の国民年金保険料が納付されていないことから、58年10月分が時効となる直前の61年1月ころであると推認でき、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から41年3月まで

昭和37年に結婚後すぐにA区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。手続の際に年金手帳をもらった記憶がある。その後は夫婦二人分の保険料を一緒に同区役所で納めていた。保険料は100円か150円だったと思う。申立期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、具体的な保険料の納付方法について記憶が曖昧である上、その夫も当該期間は未納である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4月ころに払い出され、同時点では申立期間のうち37年1月から38年12月までの保険料については、時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

結婚前は自分で保険料を納付していた。結婚後は妻によると、昭和 37 年に結婚後すぐに A 区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。手続の際に年金手帳をもらった記憶がある。その後は夫婦二人分の保険料を一緒に同区役所で納めていた。保険料は 100 円か 150 円だったと思うとのことである。申立期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、結婚前から保険料を納付したとしていながら、結婚後にその妻とともに加入手続をしたとしているなど、申立内容に不自然さがみられる。

また、申立期間のうち結婚後の期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、その妻は具体的な保険料の納付方法について記憶が曖昧である上、申立期間について未納である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月ころに払い出され、同時点では申立期間のうち 36 年 4 月から 38 年 12 月までの保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から52年9月まで

私は、A株式会社を退職した後、B学院に入学して習い事をしている時、父が国民年金に加入したと言っていました。国民年金の保険料も父が納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付したと主張しているが、その父は亡くなっており、申立人も保険料の納付等に直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和52年11月ころ国民年金の加入手続に行った記憶があるとしていること及び社会保険庁の国民年金手帳記号番号の払出日が52年11月29日となっていることから、当該時点で加入手続を行ったことが推認できる上、申立人は52年10月1日付けで任意加入となっていることから、当該時点では制度上、申立期間の国民年金保険料は、納付できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 10 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月まで

私は、年金は継続的に加入することが重要であると認識していたので、国民年金も継続的に加入し保険料を納付してきた。今回、年金の特別便がきて社会保険事務所で聞いたら申立期間が未納であった。保険料は納付してきたのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料の納付について、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 8 月 14 日時点においては、申立期間は過年度納付となるが、申立人はまとめて納付したかどうか覚えていないなど、納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号について、申立人はA区内から移動していないため、昭和 55 年 8 月 14 日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

2 申立期間②の国民年金保険料の納付について、申立人は、毎月か2、3か月ごとにA区役所B出張所又はC銀行D支店で納付したと主張しているが、社会保険庁の年度別納付状況リストでは、3か月ごとの定額納付保険料の納付書により納付^{あいまい}となっている上、申立期間が未納となっているなど、納付状況の記憶が曖昧である。

3 申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(日記、家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

4 申立人は、E市に転居するまではA区に居住していたとしており、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年8月14日のほかに国民年金手帳が払い出された事情が見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで
20歳になったのを契機に、勤務先の社長がA区役所で国民年金加入
手続をしてくれた。結婚するまでの間は、社長が国民年金保険料を納
付してくれており、結婚した際、社長から国民年金手帳を手渡された。
申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月に20歳になったのを契機に、勤務先の社長が
国民年金加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付していたとしている
が、申立人の所持する国民年金手帳は、46年11月22日に発行され、同
年4月から同年12月までの保険料が、同年12月20日に納付されている
ことから、この時期に加入手続をしたと推認できる。

また、申立人が加入手続を行った昭和46年11月時点では、申立期間の
国民年金保険料は、現年度納付することはできず、過年度納付又は特例納
付することになるが、申立人は、さかのぼってまとめて保険料を納付した
記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も
見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする
当時の社長は、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付について、40
年程前のことで記憶に無いとしており、加入手続及び保険料の納付状況が
不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと
を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険
料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から46年3月まで
昭和39年11月ころ、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、夫が集金人を通じて夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の夫は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年12月ころに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は78か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年3月まで
昭和42年10月ころ、A市役所B出張所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ころ、国民年金への加入手続をし、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月25日に払い出されており、その時点以降では、過年度納付及び特例納付によりさかのぼって一括納付する必要があるが、申立人にさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から46年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父親がA市B町会の納税組合を通じて納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親がA市B町会の納税組合を通じて国民年金への加入手続をし、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、父親は既に他界しており、国民年金への加入及び保険料納付に関する証言が得られず、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人及び同居のその妹の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月21日に姉妹連番で払い出されており、その妹も申立期間中の20歳となった44年11月から46年3月までの保険料が未納となっており、申立期間直後の46年4月以降は納付済みであることから、申立人についても、46年4月から納付を開始したと考えるのが妥当である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から63年11月まで

申立人は、昭和61年10月に建設会社を退社した後、申立期間の国民年金保険料未納期間が発生してしまった。後日、妻が申立期間の保険料と一緒に納めたと記憶しているが、妻は申立期間と同期間の保険料が納付済みとなっており申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月に建設会社を退社後、再就職する直前の63年11月までの申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことから、後日、その妻が申立期間の保険料をまとめて納付したとするが、申立期間当時申立人は国民年金に未加入であるため、保険料納付に先立ち加入手続が必要となるが、申立人から加入手続をしたとする具体的な申述が得られない。

また、申立人は同期間の国民年金保険料の納付に関して直接に関与をしてこなかったとしていることから、申立人の主張は具体的でなく、その妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているものの、申立人の保険料をまとめて一緒に納付したとする記憶が曖昧なため納付に係る証言を得られず、その状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで
申立期間は A 区役所で免除申請をしたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 区役所で免除申請をしたはずであると主張しているが、その時、同時に国民年金に加入するための書類を書いた記憶は無く、国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 3 年 6 月であり、この時点では申立期間の保険料を免除申請することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間前の昭和 55 年 4 月から 58 年 2 月までは厚生年金保険に加入していることから、所得はあったものと考えられ、免除申請したとしてもその申請が承認されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請したことを確認できる関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年1月までの期間及び63年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年1月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで

申立期間①については、長女が出生した時から前妻と離婚するまでA区の出張所で国民年金保険料を納付し、申立期間②については、B町役場（現在は、C市）で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区の出張所で国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和40年11月ころであり、この時点では申立期間は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、同期間は、申立人の当時の妻の国民年金保険料も未納である。

2 申立期間②について、申立人は、B町役場で国民年金保険料の還付を受けた記憶があることから、未納期間は無いはずであると主張しているが、申立期間②の前の転職の時期である昭和60年3月及び同年6月も保険料は未納となっており、厚生年金保険から国民年金への制度切替えの手続を行っていた事実は確認できない。

一方、昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料は、厚生年金保険との二重加入により還付されていることから、この期間の還付と混同した可能性も考えられる。

- 3 申立期間①及び②共に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年3月までの期間及び11年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から9年3月まで
② 平成11年9月

申立期間の国民年金保険料は妻の保険料と一緒にA市役所で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料はA市役所から国民年金保険料納付通知書が送付されてきて、妻の分と一緒にA市役所で納付したはずであると主張しているが、申立人は厚生年金保険の資格喪失をした平成8年12月に60歳に達しており、申立期間①及び②は共に国民年金には任意加入期間となり、かつ、申立人が国民年金に加入した形跡は無いことから、行政側が申立人に対して納付通知書を送付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所で納付したと記憶しているが、申立人が所持するその妻の申立期間①に係る国民年金保険料領収証書により、妻の保険料は外部の金融機関で納付されたことが確認できることから、申立人の記憶と齟齬がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から47年3月までの期間及び50年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から47年3月まで
② 昭和50年4月から51年12月まで

申立期間当時は、両親と共に自営で工場を営んでいたが、国民年金については当時在住していたA区役所のB出張所で加入手続を行い、保険料はA区C町の郵便局で納付していた。約10年もの間未納期間がありながら気付かないはずはなく、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和47年11月ころであり、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付について、当時在住していたA区のD郵便局（現在は、E郵便局）で国民年金保険料を納付したとしているが、同区での国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式へ移行したのは昭和45年4月以降であることから、申立人に印紙検認による保険料納付を行った記憶が無いことは不自然である。

2 申立期間②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人は、当該期間について、海外に渡航していたため保険料を納付することがで

きなかった期間であった可能性があり、帰国後にさかのぼって保険料を納付した記憶も無いことから、当時の具体的な納付状況等が不明である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 58 年 4 月までの期間、平成 3 年 3 月から 4 年 3 月までの期間、5 年 5 月から 7 年 3 月までの期間、9 年 3 月及び 9 年 7 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 58 年 4 月まで
② 平成 3 年 3 月から 4 年 3 月まで
③ 平成 5 年 5 月から 7 年 3 月まで
④ 平成 9 年 3 月
⑤ 平成 9 年 7 月から 11 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 56 年に A 社を退職した後に、B 市役所から国民年金保険料の督促状が来て、父が B 市役所で 10 万円に満たない金額を 2 回納付した。また、申立期間②から⑤までについては、婦人服店を経営していたときに保険料を一括で納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社を退職後実家で生活していたが、B 市役所から申立人の父あてに申立人の国民年金保険料の督促状がきて 10 万円に満たない金額の国民年金保険料を 2 回、父が B 市役所に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成元年 5 月から同年 8 月ごろであるため、この時点では申立期間①は時効により納付できない期間となる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、平成 3 年から 10 年ごろに 10 万円に満たない金額の国民年金保険料を一括して納付した記憶があるとしているが、納付期間や納付年度などの記憶が無く、当該期間の

保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人は、住所の移転も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで
社会保険庁からの連絡により、平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 12 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、10 年 1 月 21 日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 9 年 12 月 31 日に全喪しているところ、10 年 1 月 21 日付けで 7 年 12 月から 9 年 11 月までの申立人に係る標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「同社の取締役として経理関係事務を担当していた妻が、社会保険事務所からの指導を受け、厚生年金保険料の滞納の責任を取り、妻自身の標準報酬月額の減額と、私の平成 7 年 12 月から 9 年 11 月までの期間についての標準報酬月額の減額に同意したと妻から報告を受けた」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで
社会保険庁からの連絡により、平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、10 年 1 月 21 日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 9 年 12 月 31 日に全喪しているところ、10 年 1 月 21 日付けで 7 年 12 月から 9 年 11 月までの申立人に係る標準報酬月額が 41 万円から 13 万 4,000 円に遡及^{てきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「自分は同社の経理関係事務担当の責任者として社会保険事務所から指導を受け、厚生年金保険料の滞納の責任を取って、自ら平成 7 年 10 月から 9 年 11 月までの期間の標準報酬月額の減額に同意した」と供述していることから、申立人は、担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間について、株式会社AのB工場に勤務していた。陸海軍の軍需品生産のため、軍隊の入隊を延期していたが、申立期間の労働者年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録により、申立人が申立期間に株式会社AのB工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月 1 日から開始された厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者の対象は、現業の男子労働者のみとされていたところ、申立人は「当該事業所において従事した業務が軍需品の生産業務から一般事務へと変わった。」と供述していることから、この従事した業務内容が事務職に変更したことにより、申立人は現業の労働者には該当せず、申立期間は厚生年金保険に加入することはできない期間であったことが推認される。

また、事業主及び同僚に申立期間に係る厚生年金保険の適用について照会したが、関係資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社AのB工場の労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者払出簿によると、申立人は昭和 19 年 1 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 3 日まで
Aの設備のための技術を買われ、B株式会社に昭和 20 年 10 月 1 日に入社したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社は既に適用事業所でなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記が確認できず、当時の同僚からも会社は既に無いとの供述があるなど、申立期間当時の事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかった。

なお、申立人と同じ年に入社したとする同僚二人は、社会保険事務所の記録から、入社したとする日から1年以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

A所に所属していた昭和 46 年 8 月に、B市の株式会社CのD店の長期契約販売員をE株式会社(本社はF区にあり、現在は、G株式会社)が募集しており、契約して昭和 48 年 8 月末まで勤務した。

E株式会社H出張所(I区J地)の営業担当であったKさんが上司で、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶していることから、納得できないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、E株式会社に継続して勤務していたことについて、当時営業担当であった上司の供述及び雇用保険の記録により、推認される。

しかし、事業主は、「当時の記録は廃棄して申立人の勤務、厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への届出等について文書による回答はできない。」としており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、E株式会社H出張所の当時の営業担当は、「申立人の厚生年金保険料の控除については、担当外のことではわからない。」と供述し、当時の所長及び経理担当者からは回答を得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間に所属していたA所は、すでに廃業しており、事業主及び同僚からも供述を得ることができず、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、社会保険事務所が保管するE株式会社の被保険者名簿に申立人

の氏名は確認できず、申立期間前後の健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から12年9月12日まで
昭和48年2月22日から平成12年9月12日まで、A市にあるB株式会社に勤務していたが、平成4年4月から12年9月12日までの標準報酬月額と当時実際に受け取っていた給与の額面に大きな違いがある。
経理は、税理士と妻に任せていたので、標準報酬月額の変更は全く知らなかった。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の記録は平成4年4月1日の月額変更届により、標準報酬月額が53万円から9万8,000円に変更されており、その後は同額で、全喪に至る年まで、算定基礎届が遅れながらも提出されている。

しかしながら、B株式会社は現在休眠状態であり、申立期間に係る申立人の当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無い。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の記録について訂正されている形跡は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しているため、社会保険事務所における処理に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から 41 年 8 月まで
② 昭和 43 年 3 月から 44 年 12 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から同年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A市所在の株式会社Bに勤務していた申立期間①、C市所在のD株式会社（以下「D」という。）に勤務していた申立期間②及びC市所在の株式会社Eに勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③については、それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が当該期間において株式会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bは既に廃業し、当時の代表者の所在が不明であるため、厚生年金保険加入状況や厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

また、申立人を記憶していた同僚は、「短期間で退職する者が多かったので、会社が申立人の保険料を納付していなかったのではないか」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Bの被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、申立期間①の前後の期間を通じて健康保険の番号に欠番も無い。

2 申立期間②については、当時の代表者や同僚等の供述から申立人が当

該期間中にDに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の代表者は、Dは既に解散しており、当時の資料はすべて破棄していることから、厚生年金保険加入状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、申立期間②当時のDの従業員は約10人であったと主張し、その従業員数は、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間②中の被保険者数8人から10人とおおむね一致するものの、当該被保険者名簿に氏名の記載がある同僚は、「私は有限会社F（以下「F」という。現在は、有限会社G）に勤務し、申立人はその子会社であるDに勤務していた。」とした上で、「当時、本店に当たるFは厚生年金保険の非適用事業所であったため、その従業員は子会社のDで厚生年金保険に加入していた。」と供述し、有限会社Gの現在の代表者も、「先代の代表から、本店が適用事業所となるまでの間は本店の従業員をDで厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と供述し、その事実を認めている。

さらに、Dの当該被保険者名簿には、当該同僚以外にも申立人が当時の本店勤務者と指摘する者二人の氏名が含まれている上、申立人及び当該同僚が当時の本店勤務者として記憶する同僚一人の氏名のほか、当該同僚がD勤務者として記憶する同僚一人の氏名の記載が無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、当時、Dでは本店勤務者を含め、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から申立人が当該期間の一部の昭和45年2月26日から同年4月26日まで株式会社Eに勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Eは既に解散し、当時の代表者も既に亡くなっているため、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間③中に被保険者であったことが確認できる5人の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、当該被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、申立期間③の前後の期間を通じて健康保険の番号に欠番も無い。

- 4 加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無

い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月ごろから 44 年 7 月ごろまで
昭和 43 年 10 月から 10 か月くらい A 町（現 B 市）にあった C に調理師として働いていた。C が社会保険に加入していたかわからないが、申立期間に個人で国民年金保険料を納付した覚えもないので、C において厚生年金保険被保険者であったのではないかと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町の C に勤務していたとするものの、申立事業所は既に廃業し、当時の代表取締役は亡くなっており、また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所の記録から、申立期間に C で被保険者であることが確認できる同僚についても、所在が不明のため同僚照会を行うことができず、申立人の申立期間に係る勤務事態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C での仕事を紹介した D という会の当時の会長は既に亡くなっているが、現会長は、申立期間当時の職業紹介等に係る資料は無いとしている。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により厚生年金保険料を控除されていた具体的記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 12 日から 43 年 11 月 1 日まで
社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が脱退手当金を受給している記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があること自体も知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。申立期間の厚生年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する A 社の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 43 年 12 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私はA株式会社では厚生年金保険に加入していたということを知らなかったが、平成16年に同期会があり、A株式会社の期間の年金をもらっているという話が出た。平成16年5月、B社会保険事務所に年金の請求をしたが脱退手当金が支給されているとの回答であった。しかし、私は脱退手当金を受け取っていない。調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、A株式会社の被保険者期間について脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる5人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 26 日から 62 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、株式会社Aに勤務した期間のうち、昭和 58 年 8 月 26 日から 62 年 11 月 30 日までが未加入との回答をもらった。当該期間は、同社の事業主である夫と共に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 58 年 9 月 9 日から健康保険の被扶養配偶者となったことが確認できるとともに、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間のうち、61 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

また、株式会社Aは既に解散している上、当時の同僚からは厚生年金保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 1 月ごろまで
私は、A株式会社（B市C地）に勤務していた親戚のD氏の紹介で同社に入社した。厚生年金保険料は給与明細書で控除されていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の所在地、申立人が同社に入社した経緯及び複数の同僚の氏名を記憶しており、期間の特定はできないものの申立人が申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人をA株式会社に紹介したとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和30年5月26日から34年9月20日までの期間の1事業所のみであり、当該事業所もA株式会社ではないことが社会保険庁の記録で確認できる。

また、申立人が勤務したとするA株式会社は、社会保険庁の記録では申出のあった所在地での厚生年金保険の適用事業所を確認することができないが、同社E支店の適用事業所は確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿では、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無いことが確認できる。

さらに、商業登記により、A株式会社は平成2年3月7日に閉鎖されていることが確認でき、役員等の住所を特定することもできず証言を得ることもできない。

加えて、申立人は同僚の名字しか記憶しておらず、同僚からA株式会社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認するこ

とができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月ごろから同年 10 月ごろまで
② 昭和 31 年 1 月 6 日から 33 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 20 日まで

申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②についてはB社C支店に、申立期間③についてはB社C支店にそれぞれ勤務し、いずれも厚生年金保険に加入していたはずである。社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者期間としての記録が無いとの回答を得たが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はD市にあったA株式会社に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できないほか、管轄の法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名及び同僚の氏名も記憶に無いことから、A株式会社の当時の状況、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はE区F町にあったB社C支店で昭和 32 年の火災を記憶していること及び当時の同僚の供述により、申立人は当該期間において当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、事業主及び同社の総務経理担当の事務長は既に亡くなっており、事業所も組織改正をしていることから、申立人の厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、当時の同僚は「当該事業所は試用期間があり、同社が新規適用事

業所になってから2年後に厚生年金保険の被保険者として加入できた」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するB社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認したところ、健康保険の整理番号は連番で欠番も無く、申立人の氏名は確認できなかった。

申立期間③について、申立期間②と同様に申立人はE区G町にあったB社C支店に勤務していたとしているが、申立人の記憶がもどり、「昭和44年10月ごろ、疲労によりH市の病院に急遽入院するために当該事業所を一時退職したが、退院後も社内で再入社の声が多数かかり、復帰後の勤務先をC支店からI支店へと配置転換の配慮がなされたため、B社に勤務することになった。」としている。

また、社会保険事務所が保管するB社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、申立期間③に係る申立人の説明と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年7月28日まで
A株式会社における平成5年1月から同年6月までの標準報酬月額が、26万円から16万円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていたA株式会社は、平成5年7月28日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額については、同年9月17日付けで同年1月から同年6月までが26万円から16万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所で申立人が直接担当職員から遡及して保険料を減額処理できるとの説明を受けた後、標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月ごろから27年10月1日まで
社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、A市内にあったB株式会社の工場で塗装工として働いていた昭和25年5月ごろから27年10月1日までの記録が無い。本社工場に同級生が勤めていたので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に昭和25年5月ごろ入社した同僚が「申立人は自分より1か月くらい後に入社し、一緒に塗装工をしていた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ日に被保険者資格取得をした複数の同僚のうち、申立人の勤務実態を記憶していた同僚は、「臨時工として入社し、厚生年金保険には入社して2年半くらいした昭和27年10月に加入した。」と供述し、そのほかの同僚は「入社後しばらく臨時工として働き、本採用となったときに厚生年金保険に入った。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の記録における資格取得日は入社日の2年6か月後であることが確認できることから、当該事業所は入社時に臨時工として勤務し、臨時工の期間は厚生年金保険に加入していなかったものと認められる。

また、事業主は申立期間当時の人事記録や給与関係書類を保有していないことなどから、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができないとしている。

さらに、複数の同僚が厚生年金保険被保険者になってから厚生年金保険

の保険料を給与から引かれたと供述したが、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていた具体的な記憶が無いとしている。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 6 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 6 年 7 月 7 日に標準報酬月額が 4 年 8 月から 6 年 6 月まで 53 万円から 8 万円に引き下げられていた。私自身は引き下げた記憶は無いので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 有限会社は、平成 6 年 6 月 30 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額を同年 7 月 7 日付けで、4 年 8 月から 6 年 5 月までを 53 万円から 8 万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 有限会社の社会保険の手続及び当該訂正手続については、申立人が処理を行っていたとしている。

また、申立人の妻の供述では、事業の手続等はすべて申立人が行っていたとしていること、当該事業が実質的に申立人一人により運営されていたことなどから、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 11 日から同年 11 月 3 日まで
昭和 44 年当時、A 地在住で新聞の募集欄を見て応募し、B 株式会社に入社した。職種は不動産販売の営業の仕事を行い、当時は大量に社員を入社させていた。営業の仕事は半年ほどで退社したが、この間の厚生年金保険の記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、B 株式会社の不動産販売の営業員として勤務していたと主張しているが、申立期間当時の事業主は既に変更されており、現在の株式会社 C からは、当時の関係資料は保管されておらず、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、当時の同僚は「当該事業所は社員を採用してから一定期間を試用期間として採用し、その後成績次第によって、正社員に登用してから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の記録における資格取得日は、入社日の 2 か月後であることが確認できることから、一定のルールをもって厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であることが確認できる複数の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで
平成 12 年 4 月 21 日に、さかのぼって 7 年 3 月 1 日から 11 年 10 月 1 日までの有限会社 A での標準報酬月額が 98 万円であったものが 50 万円に引き下げられており、また、13 年 4 月 3 日に、さかのぼって 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円になっているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた有限会社 A は、平成 13 年 4 月 1 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額は、12 年 4 月 21 日付けで、7 年 3 月から 12 年 9 月までの期間が 98 万円から 50 万円に訂正され、また、13 年 4 月 3 日付けで、12 年 10 月から 13 年 3 月までの期間が 50 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、有限会社 A の申立期間に係る社会保険関係の受託していた社会保険労務士からは、「当時、会社には多額の厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所からの提案を受け入れて、社長・専務の標準報酬月額を 5 年間遡^{そきゆう}及して減額することで滞納額を軽減させることとなつて、社長の同意を得た上で、遡^{そきゆう}及した記録訂正の届出に会社印を押印してもらい提出した。」との供述があつたことから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為に

については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 20 日から 44 年 8 月 12 日まで
私は、A株式会社にて、昭和 43 年 7 月 20 日から 44 年 8 月 12 日まで勤務し、仕事は物置組立設置作業をしていたが厚生年金保険の記録がありません。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の仕事内容の具体的な説明から、申立人がA株式会社にて勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人は同僚の氏名を憶えておらず、健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間当時に同事業所の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人が同事業所に勤務していたことの供述が得られなかった。

また、A株式会社は既に全廃しており、当時の代表者の所在は不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所に保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 17 年 12 月ごろまで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和 14 年ころから 17 年 12 月ころまでA地のB社に勤務していた。給与額や保険料の控除は覚えていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする上司、同僚の氏名を記憶していること及び申立内容により、申立人がB社に勤務していたことはいえる。

しかしながら、B社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、昭和 18 年 8 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、上司、同僚の氏名を挙げているものの、申立期間に係る勤務実態やB社における当時の厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、B社は既に廃業しており、当時の事業主も所在が不明なため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から30年8月まで
② 昭和30年9月から31年12月まで
③ 昭和31年12月から32年8月まで
④ 昭和32年10月から35年6月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、4事業所における4期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA区のB社、申立期間②についてはC区のD社、申立期間③についてはE区のF社、申立期間④についてはA区のG社に勤務した。4事業所とも厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、同僚の供述及び申立人の当時の仕事内容に関する具体的な説明により、申立人がB社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、B社は既に全喪しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の同僚にも申立期間①に係る厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険庁の記録により、B社は、申立期間①の一部に係る昭和30年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人はD社の所在地や業務内容を具体的に記憶しており、申立人が同事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、D社は、申立期間②後の昭和33年4月9日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主も当時の関係資料は保管していないとしていることから、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、新規適用時に被保険者であった同僚にも申立期間②に係る厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

3 申立期間③については、同僚の供述及び申立人の当時の仕事内容に関する具体的な説明により、申立人がF社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立期間③とほぼ同時期の昭和31年11月1日から32年8月1日まで、申立人が有限会社Hの厚生年金保険に加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、F社は既に全喪しており、当時、給与計算や社会保険事務を担当していた事業主の妻は亡くなっていることから、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、当時の同僚にも申立期間③に係る厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

4 申立期間④については、同僚の供述及び申立人の当時の仕事内容に関する具体的な説明により、申立人がG社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、G社は、申立期間④後の昭和38年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、G社は既に全喪しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の同僚にも申立期間④に係る厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 21 日から 44 年 11 月 25 日まで
昭和 36 年 10 月 1 日に有限会社Aに入社し、会社が倒産するまで継続して働いていた。当時、B組合があり、当時の事務長はCといい、仲買人のために尽力していた。44年ごろの組合長は屋号「D」の社長だった。協同組合に書類が残されているのではと思うので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

事業主（申立人の夫）及び同僚の供述から、申立人は申立期間において有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険の資格取得や資格喪失等の届出の代行を行っていたとするE組合によれば、当時の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出を行ったかどうか不明としている。

また、同僚は、「申立人は申立期間において同事業所に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか不明」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

なお、社会保険庁が保管する被保険者原票において、分娩費の支給は二男の出生時には支給されているものの、申立期間における三男の出生時には支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から同年10月ごろまで
同僚が年金を受け取っているので自分もA株式会社で加入していたのではないかと思った。当時同社の工場長の紹介で、正社員として入社したので厚生年金保険に加入していたものと思われる。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していたA株式会社の同僚や工場長の氏名を覚えており、社会保険事務所の記録から当該同僚等の同社の被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者名簿から申立期間において被保険者であることが確認できる同僚に入社時期について照会したところ、厚生年金保険の資格取得日が入社日の後となっていることが確認できることから、当該事業所においては入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A株式会社は既に廃業しており、当時の代表者の所在も確認できないことから、当該事業所で申立人の社会保険加入手続の実態を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から 45 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で確認したところ、株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていたが、同社を退職したあとはすぐにB県の実家に戻っており、自分で脱退手当金を請求するはずはない。また、その後に住んだC県の住所を会社は知らなかったため、その住所へ脱退手当金の通知が郵送されることはない。この請求手続には戸籍抄本や住民票が必要だと聞いたが、当時は夫の仕事の手伝いが忙しく、役所にそれらの書類を取りに行くことはできなかった。自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無いので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和45年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。